

○名寄地区衛生施設事務組合証紙条例

(昭和47年8月1日条例第3号)

改正	昭和48年3月30日条例第7号 昭和50年2月27日条例第5号 昭和52年5月21日条例第5号 昭和54年9月22日条例第2号 昭和56年10月15日条例第2号 昭和58年4月1日条例第1号 昭和60年2月25日条例第2号 昭和63年2月29日条例第2号 平成5年2月25日条例第2号 平成9年3月5日条例第4号 平成12年4月28日条例第2号 平成25年2月28日条例第4号 令和元年8月30日条例第1号	昭和49年3月30日条例第2号 昭和51年3月9日条例第2号 昭和53年2月28日条例第2号 昭和55年9月22日条例第4号 昭和57年10月19日条例第2号 昭和59年2月27日条例第5号 昭和61年2月25日条例第2号 平成元年3月1日条例第2号 平成7年2月24日条例第4号 平成11年3月4日条例第4号 平成15年3月4日条例第3号 平成26年3月3日条例第2号
----	---	--

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(証紙による収入の方法により徴収する歳入)

第2条 名寄地区衛生施設事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成29年条例第5号）第17条第2項に掲げる手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。

(証紙の種類及び形式)

第3条 証紙の種類は、175円、710円、890円、1,780円及び4,450円とする。ただし、音威子府村については、90円、375円、470円、940円及び2,350円とする。

2 証紙の形式は、別に規則で定める。

(領収書の不発行)

第4条 第2条の規定により手数料を徴収したときは、領収書を発行しない。

(証紙の売り捌き)

第5条 証紙は、管理者の指定する売り捌き人（以下「売り捌き人」という。）において売り捌くものとする。

2 売り捌き人は、証紙を管理者の定めるところにより、組合から買い受けるものとする。

3 管理者は、第1項の規定により売り捌き人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。指定を取り消したときも、また同様とする。

(証紙の無効)

第6条 消印された証紙又は著しく汚染し、若しくは棄損した証紙は、無効とする。

(証紙の返還など)

第7条 証紙は、これを返還して、現金の還付を受け又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第3条の規定による証紙の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は第5条第1項の規定による売り捌き人の指定を取り消したとき、その他管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(規則への委任)

第8条 この条例に規定するものを除くほか、証紙の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和47年8月1日 条例第3号)

(施行期間)

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の証紙の種類及び形式は、昭和48年3月31日までは、組合、市及び町各々従前使用したものによるものとする。

附 則 (昭和48年3月30日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年3月30日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年2月27日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年3月9日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年5月21日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年6月1日から適用する。

附 則 (昭和53年2月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年5月1日から適用する。

附 則 (昭和54年9月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。

附 則 (昭和55年9月22日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

附 則 (昭和56年10月15日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年11月1日から適用する。

附 則 (昭和57年10月19日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年11月1日から適用する。

附 則 (昭和58年4月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年2月27日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年2月25日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則 (昭和61年2月25日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年2月29日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年3月1日条例第2号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年2月25日条例第2号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年2月24日条例第4号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月5日条例第4号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月4日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月28日条例第2号)

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月4日条例第3号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月3日条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月30日条例第1号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

